



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和6年9月27日(金) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
医療福祉連携推進課	看護係	河合 裕子	内線 3275 直通 058-272-8269 FAX 058-278-2871

令和6年度「岐阜県看護学生修学資金」貸付の募集を開始します

県では、看護師及び准看護師の確保を図るため、県内の看護師養成所又は准看護師養成所に在学し、将来県内において看護職員の業務に従事しようとする方に、修学資金を貸与するとともに、県内での就業等を条件に返還を免除する制度を今年度から設けました。

このたび、令和6年度の募集を開始しますので、お知らせします。

記

1 募集期間 令和6年10月1日(火)～31日(木)【締切日消印有効】

2 貸与月額

養成所の種別	貸付額
国又は地方公共団体が設置する看護師養成所	月額32,000円
民間が設置する看護師養成所	月額36,000円
国又は地方公共団体が設置する准看護師養成所	月額15,000円
民間が設置する准看護師養成所	月額21,000円

3 対象者 以下のいずれにも該当する方

- (1) 県内の看護師養成所又は准看護師養成所の第二学年以上の学年に在学していること
- (2) 修学資金の貸付けを受けようとする月の属する年度の前年度の学業成績が優秀であること
- (3) 将来県内において看護職員の業務に従事する意思を有すること

4 貸付期間 1年 ※毎年度決定するため、自動継続はしない。連続年の貸付申請は可能

5 返還免除条件 免許取得後、遅滞なく県内で5年間看護職員として従事すること

6 申請方法等 申請方法、必要書類その他の詳細については下記の県ホームページを参照
URL : <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/371346.html>